

令和元年度第1回福祉サービス第三者評価推進委員会 議事録

1. 日 時	令和元年12月12日(木) 10:00~12:00
2. 場 所	兵庫県庁1号館1階C会議室
3. 出席者	足立委員、加藤委員、岡田委員、上田委員、豊山委員、宮地委員、西口委員
4. 議事要旨(報告事項)	
(1) 第三者評価の実施状況について	
資料	
<ul style="list-style-type: none"> ・1-1 第三者評価実施状況(評価機関別(平成18年度~令和元年度)) ・1-2 第三者評価受審数等の状況(サービス種別(平成26年~令和元年度)) 	
[質疑等]	(なし)
(2) 地域密着型サービス第三者評価機関認証要綱、認証実施要領の改正について	
資料	
<ul style="list-style-type: none"> ・2-1 地域密着型サービス第三者評価機関認証要綱・認証実施要領 新旧対照表 ・2-2 地域密着型サービス第三者評価機関認証要件(認証要綱・認証実施要領) 	
[質疑等]	(なし)
(3) 令和元年度評価機関連絡会の開催について	
資料	
<ul style="list-style-type: none"> ・3-1 令和元年度 兵庫県福祉サービス第三者評価機関連絡会 概要 ・3-2 令和元年度 兵庫県地域密着型サービス第三者評価機関連絡会 概要 ・3-3 保育所評価項目の削除等についての意見 	
[質疑等]	
委員長	・連絡会は、今後も定期的に続ける予定か。
事務局	・問題提起を受け底上げを図って行くためにも、最低年1回は開催したい。
5. 議事要旨(議題)	
(1) 福祉サービス第三者評価受審目標の設定について	
主な資料	
<ul style="list-style-type: none"> ・4-1 福祉サービス第三者評価における受審率等の数値目標の設定及び公表について ・4-2 厚労省通知「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について(平成30年3月26日付) ・4-3 厚労省通知 高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について(平成30年3月26日付) ・4-4 厚労省通知 障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について(平成30年3月29日付) 	
[質疑等]	
委員	・放課後等デイサービスなど障害児サービスの事業者が増えている中、R4年度の受審目標数は5件と少ないが、これで良いのか。
事務局	・障害児サービスの事業者は、社会福祉法人よりNPOや営利法人が圧倒的に多いこともあって、過去3ヵ年の実績は平均2件と少ないことから、実績ベースで見込むと記載のような数字になってしまう。

	<ul style="list-style-type: none"> 資料 4-4 とおり厚生労働省障害保健福祉部長名の通知が出ているため、今後、事業者説明会等を通じて積極的な受審を働きかけていく。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 受託能力の観点から数値目標を設定するというのは国の方針か。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> 数値目標の考え方については、都道府県推進組織それぞれに任されている。 先ほど報告した評価機関の連絡会においても、「目標を定めるのは良いが、受ける側のキャパシティも考えて欲しい。」との意見があったところ。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 30%や40%の稼働でオーバーキャパシティになるとはあまり考えられない。 また、他府県に本部を置き、他府県の施設・事業所の評価を請け負う評価機関も多く、他府県の需要動向に左右される中、本県が勝手に30%とか40%とか受入能力を定めることに、どれだけの客観性があるのか疑問がある。 供給能力を考慮することも必要だが、需要の面から考えることも重要である。資料の受審促進の取組に記載されている事柄は、これまでやってきたことを踏襲するもので、事業所が受審したくなるような目新しいものはあるのか。 供給能力の面からの目標設定をあまり表に出すのはどうかと思う。需要サイドの喚起が最も重要である。 先般、元県立鈴蘭台西高校用地に特養等を建設する企画提案競技選考委員会の委員として出席したが、応募した全法人に第三者評価の受審実績を尋ねたところ、いずれも受審しておらず、募集要綱にもそのことは一切触れられていなかった。一方で、三田市で同様の募集をしたときに聞くと、その事業者は、第三者評価がスタートした時から受けているとのことで、大変感激した。三田市の場合も募集要綱に書くようにはなっていなかったが、このような募集をするときには、第三者評価の受審の有無について書くことを義務付けることを各市町に指導すれば良いのではないか。 数値目標を設定する場合には、もう少し需要サイドの意欲をかき立てることを表に出したほうが説得力があるのではないか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ご指摘のあった受審促進の取組の中で、新たに記載した「施設整備の補助採択にあたっての受審の評価」については力を入れたい。また、市町が行なっている事業者の公募時において、第三者評価の項目を設けるよう要請していくことも加えることとしたい。 なお、公表する段階では、キャパの部分前面に出さず、数値を伸ばしていくところを強調するように工夫したい。
委員長	<ul style="list-style-type: none"> 国が数値目標を出すよう指示をしてきたことが前進であり、本県も積極的に取り組んでいって欲しい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険では市町が保険者であり、サービスの質の向上も市町の仕事であるため、第三者評価について市町にもっと良く理解してもらう必要がある。また、保育所の適正運営についても、市町は基本的な義務を負っており、そういったことを踏まえて、県から市町に対し、サービス評価の普及と整備の採択にあたっての考慮について協力を要請する必要がある。 評価調査者を増やしていくことについては、調査者の高齢化が目立ってきており、このままでは制度の持続性に問題が出てくる。若年層を養成するなど年齢

	構成のバランスにも配慮が必要である。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護関係で虐待問題に携わっている立場から言うと、従事者による虐待が認定された事業所に対しては、改善計画の提出を求めることになるが、計画の内容は「内部で研修をやります。」等が中心で、「外部のサービス評価を受けます。」というものは無い。県が事業所に改善を指導する際には、必ず、サービス評価を受けるように、単なる受審のお願いではなく、強く指示することができるのではないか。他府県でもこのようなことはやっていないので、受審の実効性の観点からも、本県では是非取り入れて欲しい。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・県が関わる虐待事件においては、事業者に対し、第三者による虐待調査委員会を設けさせ、調査結果の提言に沿った改善を指示するに止まっていた。今後は、サービス評価の受審を加えるよう、県だけではなく市町も取り込んで働きかけたい。
委員	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金採択にあたっての優先的な扱いと言っても、優先順位を付けるほどの多数の申請があるとも思えない。知事名の受審証明書を丸適マークに喩えていたが、だれもが欲しいと思えるような、証明書自体を貼り出してプライオリティを感じるようなものにする必要がある。 ・評価機関の受入可能数について、ある評価機関は実績の 160%の受入を見込んでいるなど、デコボコした中での平均を出している。それを 30%から令和 2→3→4 年度と 10%ずつ伸ばしていく計画となっている。実際にやってみると状況が変わってくると思うが、その場合はどのように対応するのか。
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・今回 3 ヶ年の目標設定とするが、毎年度、推進委員会に進捗状況を報告し、ご意見をお伺いするとともに、令和 4 年度には、次期 3 ヶ年の目標設定をどうするかについて、その間の取組状況も踏まえた形で相談させていただく。
(2) 福祉サービス第三者評価機関認証要綱の改正について	
主な資料	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 5-1 福祉サービス第三者評価機関認証要綱の改正について ・ 5-2 厚労省通知「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について（平成 30 年 3 月 26 日付） ・ 5-3 2019 年度 福祉サービス第三者評価事業「更新時研修」開催要綱 	
[質疑等]	(なし)
(3) 福祉サービス第三者評価調査者養成研修の実施について	
資料	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 6 福祉サービス第三者評価調査者養成研修の実施について 	
[質疑等]	(なし)
(4) 評価機関の認証更新・新規認証について	
※資料添付省略	
[質疑等]	(なし)
(5) 救護施設における第三者評価の実施について	
※資料添付省略	
[質疑等]	

委員	・最終決定については、委員長預かりとしていただくほうが良い。
事務局	・そうさせていただきます。
委員長	・これだけのボリュームのある資料であり、次回からは事前に送付すること。
(6) 2 審制について	
主な資料	
・9-1 2 審制について	
[質疑等]	
委員	・事務局意見のとおり、事前セミナーや事後セミナーにより改善をフォローしていくという考え方で良いのではないかな。
委員	・評価の効果に例えば5年間とかの有効期間が付いているものでなければ、1回受審したところは、なかなか再度受審しようとはならないのではないかな。病院に対しては5年という期間が付されている。この頃は5年に1度のお祭りにならないよう、その間でチェックするようになってきている。有効期間を付さなければ、再度受けるところは出てこないのではないかな。
委員	・現実には、2度、3度と受けると、事前・事後セミナーにより動機付けができてくることで、サービスの評価が上がってくることは感じる。1回だけではそうはいかない。
委員	・やはり法律で縛りをかけなければ、費用もかかることであり難しい。大学も法律で義務付けられているから嫌々でも評価を受ける。 ・介護報酬が引き下げられるなど、事業所の財務状況も苦しいため、何らかの財政的支援が必要だ。
委員	・受けたところのリストは県のホームページに載せているのか。
事務局	・どうしてもタイムラグが出て管理も大変なため、WAMのページに飛ぶようリンクを貼ることで対応している。
委員長	・2 審制については、悪く解釈すれば、1 回目に低い評価を出し、追加料金を取って再度評価をするといった悪用もあり得る。短期間に2回受けるのではなく、1 回目の評価が低ければ、改善後、半年や1 年後に再度受審するべきという考え方は理解できる。2 審制は、評価機関にとっても、事業者にとっても良くない気がする。 ・委員会の意見として「2 審制は望ましくない」とする。
6. その他	
資料	
・10 養子縁組のあっせんを行う民間あっせん機関における自己評価及び第三者評価の実施について	
[質疑等]	(なし)